

令和 6 年 11 月 29 日保医発 1129 第 11 号

「D P C 制度への参加等の手続きについて」の一部改正について（抜粋）

第 1 4 D P C 制度からの退出について

（略）

（2） 退出の手続き

① （略）

② 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が 0 となる場合

入院基本料に係る施設基準の変更の届出により第 1 の 1 の（2）の④イに規定する病床数（以下「対象病床数」という。）が 0 となる病院（特定機能病院を除く。）は、入院基本料にかかる施設基準の変更の届出と併せて、別紙 8 「D P C 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

③、④ （略）

（3） （略）

（4） 退出した病院の D P C 調査への参加について

①～③ （略）

④ 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が 0 となる場合又はその他の理由により退出する場合

入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が 0 となった病院又はその他の理由により退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、D P C 調査に適切に参加しなければならないものとする。